

中小企業組合等支援施策情報

平成29年春から個人情報を取り扱うすべての事業者に「個人情報保護法」が適用されます

平成27年9月に改正個人情報保護法が公布され、平成29年春頃に全面施行されます。

これにより、これまで個人情報保護法の適用対象外であった中小企業(保有する顧客や従業員の個人情報の数が5,000人分以下の事業者)が新たに適用対象となります。

本号では、現時点で公表されている改正個人情報保護法のポイントや、個人情報保護法を守らなければならない事業者が個人情報を取り扱う際のルール・注意点等についてご紹介します。

個人情報とは？

生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだと分かるもの。

企業が氏名と紐づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。

【例】従業員Aの氏名、住所、連絡先、家族構成、取得資格等を企業が管理していれば、それらは全て従業員Aの個人情報となります。

個人情報保護法とは？

個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図りつつ、民間事業者における個人情報の取扱いに関するルールを定めた法律が「個人情報保護法」(個人情報の保護に関する法律)です。

個人情報保護法を守らなければならない事業者とは？

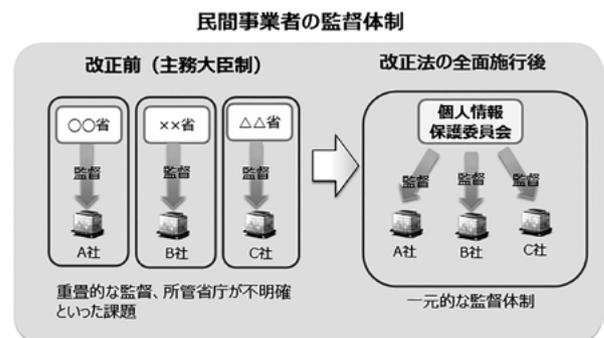
個人情報を紙面やパソコンで名簿化するなど、データベース化して事業活動に利用している者のことをいいます。

法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織であっても、個人情報保護法を守らなければなりません。

情報通信技術の進展など、個人情報の取扱いに関する環境が変化してきたことから、個人の権利・利益が適切に保護されるよう、改正後はこのような事業者も個人情報保護法を守らなければならないこととなりました。

改正個人情報保護法のポイント

- ▶ 平成27年9月に、改正個人情報保護法が成立(施行は平成29年春頃)
- ▶ 改正法の一部施行により、平成28年1月1日に個人情報保護委員会が設置
- ▶ 主務大臣が有している監督権限を、改正法の全面施行時に個人情報保護委員会へ一元化
- ▶ 改正法により、取り扱う個人情報の数が5,000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止



[出所：個人情報保護委員会事務局]

- ▶ 一方で、改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定

☞ **ガイドラインでは、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とは別に、小規模の事業者における特例的な対応(手法の例示を含む。)を示す予定。**

[ガイドラインにおける「小規模の事業者」とは]

従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者

- ① 取り扱う個人情報の数が5,000人分超の事業者
- ② 委託に基づいて個人データを取り扱う事業者

[安全管理措置として求められる要素の例]

「取扱の基本的なルールを決める」、「従業者を教育する」

「関係者以外が個人データを見れないようにする(漏えい防止含む。)」

「PC等を用いて利用する場合はセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する」等

